

滞在型市民農園利用規程

(目的)

第1条 この規程は、利用者同士が協力し、美しい農園の保全を図り、適切な管理を行うことを目的とする。

(利用者の資格)

第2条 滞在型市民農園の利用者は、次の条件を満たすものとする。

1. 笠間市民と積極的に交流をもてる者。
2. 笠間クラインガルテンの年間活動プログラムに参加する意志のある者。
3. 宿泊を伴う活動により、充実した菜園を目指す意志のある者。
4. 市民農園区域における公益部分の共同作業(年4回程度)に参加できる者。
5. 3組以上の家族またはグループでの共同利用ができる者。
6. 滞在型市民農園利用規程等を遵守できる者。

(利用の申込)

第3条 1. 利用希望者は、所定の利用許可申請書及びアンケート用紙に必要事項を記入の上代表者の履歴書と共に申し込むものとする。(履歴書は市販のもので可)
2. 申し込みは郵送もしくは持参するものとする。
3. 特定の区画の希望はないものとする。

(利用者の選考)

第4条 一次審査及び二次審査により利用者を決定するものとする。

(利用の契約)

第5条 1. 利用希望者は、施設開設者からの許可があった後2週間以内に現地を確認の上、農園の賃貸契約を締結するものとする。
2. 契約期間は1年とする。ただし、契約満了の3ヶ月以前に更新の申し出があった場合契約日の属する年度より起算して最長5年まで更新することが可能とする。

(農園の利用と環境保全)

第6条 1. 農園における作物の栽培は自家消費のものに限定する。
2. 農園への樹木の定植をしてはならない。
3. 利用者は良好な環境を保全するため、騒音や悪臭の防止に努めなければならない。
4. 他区画に迷惑をかける管理状況とならないように努めなければならない。

(農園等の改修)

第7条 利用者が契約締結後、農園内において施設を改修することは認めない。

(農園の管理)

第8条 1. 利用者は、原則として有機栽培及び無農薬栽培を理解し実践すること。
2. 利用期間が終了した時点において残存物がある場合、利用者の責任において処分し施設開設者の確認を受けなければならない。

(契約の解除)

第9条 利用者が契約締結後において良好な管理を行わない場合、契約を一方的に解除できるものとする。この場合、利用料は返還しない。

(災害の補償)

第10条 施設開設者は、利用者が受けたいかなる災害に対してもその責を負わない。

(損害の賠償)

第11条 利用者が施設に損害を与えた場合、利用者の責任において補修し、施設開設者の同意を受けなければならない。

(補則)

第12条 この規程のほか、滞在型市民農園利用に関し必要な事項は別に定める。

附則 この規程は平成13年4月1日から施行する。